

重要なお知らせ

(破産債権届出書等をまだ受領されていない債権者の皆様へ)

平成29年8月吉日

破産者株式会社ゴルフスタジアム
破産管財人弁護士 島田 敏雄

前略 破産者株式会社ゴルフスタジアムの破産手続開始決定に伴い、債権者の皆様に対して、破産手続開始決定書、破産債権届出書等の発送を順次行っております。

これらの発送は、従前、破産者において把握をしておりました債権者の皆様のご住所宛に行っておりますが、当初、破産者において把握していたご住所（事業所所在地）と、皆様の現在のご住所が異なっている可能性があり、発送書類が宛所不明により返送されているものがございます。

つきましては、これらの書類をまだ受領されていないという債権者の皆様は、以下の連絡先までお電話又はFAXにより、ご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

ご連絡にあたっては、次の事項をお知らせください。

- ① 氏名・商号（法人形態ではない事業者の方は屋号）
- ② 保有されている債権の性質（「取引債権」、「広告料債権」、「ロッセ葛西ゴルフスクールに関する前払債権」など）
- ③ 電話番号・送付先となるご住所

なお、破産債権届出期間は平成29年8月25日までと定められておりますが、現時点で上記書類を受領されていない債権者様につきましては、今後、速やかに届出をいただければ、債権調査期日（一般調査期日）における債権調査の対象とする方針です。

円滑な管財業務のため、何卒、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

【ご連絡先】

電話：03-6206-1348（平日9時～17時）

FAX：03-6206-1309

草々